

**石川県病院厚生年金基金の
年金受給者・受給待期者のみなさまへ
～「基金解散方針決議」後の基金の現況について～**

拝啓 時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

年金受給者並びに受給待期者（将来受給予定となっている者）の皆様には、日頃より基金の事業運営にご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび当基金が解散するにあたり、「基金解散による年金給付の影響」などについて、先般（8月）ご案内したところです。

また、基金解散（平成29年5月予定）に先立ち、「代行部分の将来分返上」（将来返上）と「代行資産の一部前納」（前納）を行うことが代議員会で承認されたことに伴い、これらの手続に関し法令上必要とされる「同意書」を事業主・加入員・関係組合の皆様から提出をいただいたところです。

現在、厚生労働省に「将来返上」・「前納」について、それぞれ認可申請等の手続きを行ったところです（平成27年12月に将来返上認可・前納予定）。

なお、受給者・受給待期者の皆様方には、年金給付に関し、別記のご説明のとおり、将来返上等による特段の影響はないことをご案内申し上げます。

末筆になりましたが、皆様のご健勝をお祈り申し上げますとともに、引続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

平成27年10月

石川県病院厚生年金基金
理事長 菊 地 誠

解散に向けて、国から預かっている代行部分を「将来返上」と「過去返上」の2段階に分けて行います。

- 厚生年金基金は、本来国が支給する老齢厚生年金の一部を代行し（代行制度）、企業・業界独自の年金給付に上乗せを行う制度です。

(1) 将来返上

… 将来返上とは、認可を受けた後の期間についての代行部分に係る給付（老齢厚生年金）の支給義務を国に返すことをいいます。

(2) 解散後
（過去返上）

… 将来返上前の代行部分資産（最低責任準備金）を国に返還し、将来分と併せ代行給付に関する支給義務を国へ承継します。

将来返上・解散後の年金給付の仕組み

- 将来返上が行われても、受給者・受給待期者の皆様の年金給付の取扱いは現在の年金給付と同じで、変更事項はありません。

(1) 将来返上後の年金給付

- ◇ 将来返上（27年12月予定）認可日以降の記録に基づく給付は、国から受けることとなりますが、受給者・受給待期者の皆様は将来返上以降の記録はありませんので、解散（29年5月予定）まで引き続き基金から支払いされます。

(2) 解散後の年金給付

- ◇ 解散後の代行部分の年金は、国が引き継いで支給しますので、原則全額保証されます。
（注）国の老齢厚生年金の支給要件が適用され、これまで基金が独自に支払ってきた年金額の全部または一部の支給が停止される場合があります。
（詳細は、8月にご案内した「おしらせ」をご参照してください。）

(3) 年金の請求手続きについて

- ◇ 受給待期者の基金加入期間（代行部分）の年金は、将来返上から解散までは「基金」に裁定請求手続きを行ってください。
解散認可以降は、「国」に引き継がれ、将来「国」から老齢厚生年金として支給されます。このため、解散認可後に老齢厚生年金を受けられる際には、「国」（年金事務所）に年金の裁定請求手続きを行ってください。

(4) 基金の「加算年金」、「基本プラスアルファ」の給付は、残余財産を分配します。

◇残余財産の分配について

解散認可後に、清算業務を行い国へ返還する「最低責任準備金」確定後に残余財産があれば基金規約に基づき、受給者・受給待期者・加入員の皆様へ、分配されることとなります。

分配は、平成30年11月を予定していますが、決定次第ご案内しますので、ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

解散・将来返上及び前納のスケジュール（予定）

日 程	概 要
平成27年 9月	・解散・将来返上並びに前納実施について代議員会で決議される。 ・同上について、厚生労働大臣に認可申請等を行う。
平成27年12月	・将来返上（認可） ・前納実施
平成29年 5月	・解散（認可） ・代表清算人就任
平成30年11月	・残余財産分配

※スケジュールは、記録整備の進捗状況で解散、分配の時期は変動します。